島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱

（通　　則）

第１条　県の交付する訪問看護師確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）については、医療介護総合確保促進基金を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第５号・老発0912第1号・保発0912第２号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和３２年島根県規則第３２号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付の目的）

第２条　この補助金は、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第５条及び第６条に規定する看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保を図るとともに、安定的な事業運営を確保し、もって老人福祉の増進に資することを目的として交付する。

（補助金交付の対象）

第３条　この補助金は、第４条に規定する事業を実施する指定訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「対象事業者」という。）を交付の対象とする。

　（補助金の対象事業）

第４条　第３条に規定する対象事業者が、看護師又は准看護師の資格を持つ者を雇用し、訪問看護業務に従事させる事業とする。

　（補助金の対象）

第５条　補助金の対象は、第４条に規定する事業に要する経費のうち、新たに雇用された失業中の看護職員に係る人件費とする。

２　補助金の対象とする期間は、採用から３ヶ月又は６ヶ月とする。

（補助金の算定方法）

第６条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

　(1)　 第３条に規定する対象事業者に交付する補助金の額は、別表１第３欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2)　(1)により選定された額に第４欄に定める補助率を乗じて得た額と、第２欄に定める基準額と比較して少ない額を交付額とする。

２　前項の規定により算定した額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　この補助金の交付申請は、別紙様式第１による交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

２　第５条第２項の期間が２か年度にわたる場合は、年度別に経費を分け、それぞれの年度に交付申請を行うものとする。

（変更等の申請）

第８条　この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第２による変更交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに提出しなければならない。

（交付の条件）

第９条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)　事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けな

ければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除き、事業を中止し、

又は廃止した場合には、交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合があ

る。

(4)事業に係る収入及び支出が判る証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（交付決定の通知）

第10条　知事は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、別紙様式第４（変更交付決定の場合にあっては、別紙様式第５）により交付決定の通知を行うものとする。

（補助金の概算払）

第11条　知事は必要と認めるときは、補助金の概算払いを行うことができる。

２　補助金の概算払いは、四半期毎に行うことができる。

３　補助金の概算払の請求をしようとするときは、別紙様式第６による請求書に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

（事業実績報告）

第12条　対象事業者は､事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して１ヶ月を経過した日、又は交付決定を受けた翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、別紙様式第７による報告書に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条　知事は、補助金の額の確定をしたときは、申請者に対して別紙様式第８により確定の通知を行うものとする。この場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について、別途指定する日までに県に返還させるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　１．この要綱は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

　　 附　則

　１．この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

　１．この要綱は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

　２．平成２９年度に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

　　　附　則

　１．この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

　２．令和２年度に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

（別表１）第６条第１項関係

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　区分 | ２　基準額 | ３　対象経費 | ４　補助率 |
| 訪問看護師確保対策事業 | １人当たり（６ヶ月間の額）１，８００千円  1人当たり（３ヶ月間の額）　　９００千円  ※月額３００千円で計算した額を上限とする | 人件費 | ３/４ |